建設技第２３８０号
令和８年 11 月 27 日

佐賀県建設工事入札参加資格業者　様

（電気工事及び電気通信工事の有資格業者）

建設・技術課長

電気工事及び電気通信工事における現場代理人兼任の取扱いについて

本県が発注する建設工事に設置される現場代理人についての必要な事項は、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」に定めているところですが、今般、電気工事及び電気通信工事の計画的かつ円滑な進捗を図るため、同取扱い４－（３）について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

１．対象工事
　電気工事及び電気通信工事

２．電気工事及び電気通信工事における現場代理人兼任の取扱い
　兼任できる電気工事及び電気通信工事は、隣接土木事務所管内（下記参照）までの工事とする。

（隣接土木事務所）
　佐賀土木事務所…東部、唐津、杵藤
　東部土木事務所…佐賀
　唐津土木事務所…佐賀、伊万里、杵藤
　伊万里土木事務所…唐津、杵藤
　杵藤土木事務所…佐賀、唐津、伊万里

３．適用期間
　令和 10 年 9 月 30 日までに公告する工事に適用する。なお、現在契約中の工事についても適用する。

建設・技術課　入札・契約担当
TEL：0952-25-7102（内 2774）